

上野原市告示第35号

上野原市消防施設整備強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月18日

上野原市長 村上 信行

上野原市消防施設整備強化事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

上野原市消防施設整備強化事業補助金交付要綱（平成17年上野原市告示第73号）の一部を次のように改正する。

第1条中「経費について」の次に「、予算の範囲内で」を加え、「ものとする。ただし、交付に関して別に定めるもののほか、この告示の定めるところによる」を「ものとし、その交付に関し、上野原市補助金等交付規則（平成17年上野原市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条第1項第3号中「設置、」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「設置、修理塗装」を「交換」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 統合に伴い廃止した詰所の解体撤去

第2条第2項を削る。

第3条第1項中「前条」を「前条の規定」に、「予算の範囲内で別に定める。」を「別表に定めるとおりとする。」に改め、同条第2項を削る。

消防施設整備強化事業補助金交付算定基準一覧を次のように改める。

別表（第3条関係）

補助 事業名	補助率	事業見積額及び補助金算定 額の範囲
火の見櫓 建設費	総事業費×1／3	事業見積額100万円未満、 補助金算定額5万円以上の 事業
火の見櫓 塗装費	総事業費×1／3	事業見積額100万円未満、 補助金算定額5万円以上の 事業
サイレン 修理費	総事業費×1／2	事業見積額100万円未満、 補助金算定額5万円以上の 事業
水槽修理 費	総事業費×1／2	・20m ³ 以上で補助事業に 該当するもの ・事業見積額100万円未 満、補助金算定額5万円以上 の事業
器具置場 修理費	総事業費×1／3	事業見積額100万円未満、 補助金算定額5万円以上の 事業
詰所解体 撤去	総事業費×1／2	事業見積額200万円未満
	総事業費×1／2（1 00万円を限度とす る）	事業見積額200万円以上
その他の 事業	総事業費×1／3	事業見積額100万円未満、 補助金算定額5万円以上の 事業

上記施設のうち地震等災害に起因するものは、別途協議し決定する。

様式第1号及び様式第3号中「上野原市長 様」を「上野原市長 宛」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。